

議案第六号

港区震災対策基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区震災対策基金条例の一部を改正する条例

港区震災対策基金条例（平成九年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例

第一条中「震災の予防、応急対策及び復旧」を「震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興」に、「港区震災対策基金」を「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前条に定める目的のために寄付された金員は、前項の規定により積み立てる額に充てること
とができる。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(説 明)

震災対策基金の名称及び目的を改めるため、本案を提出いたします。